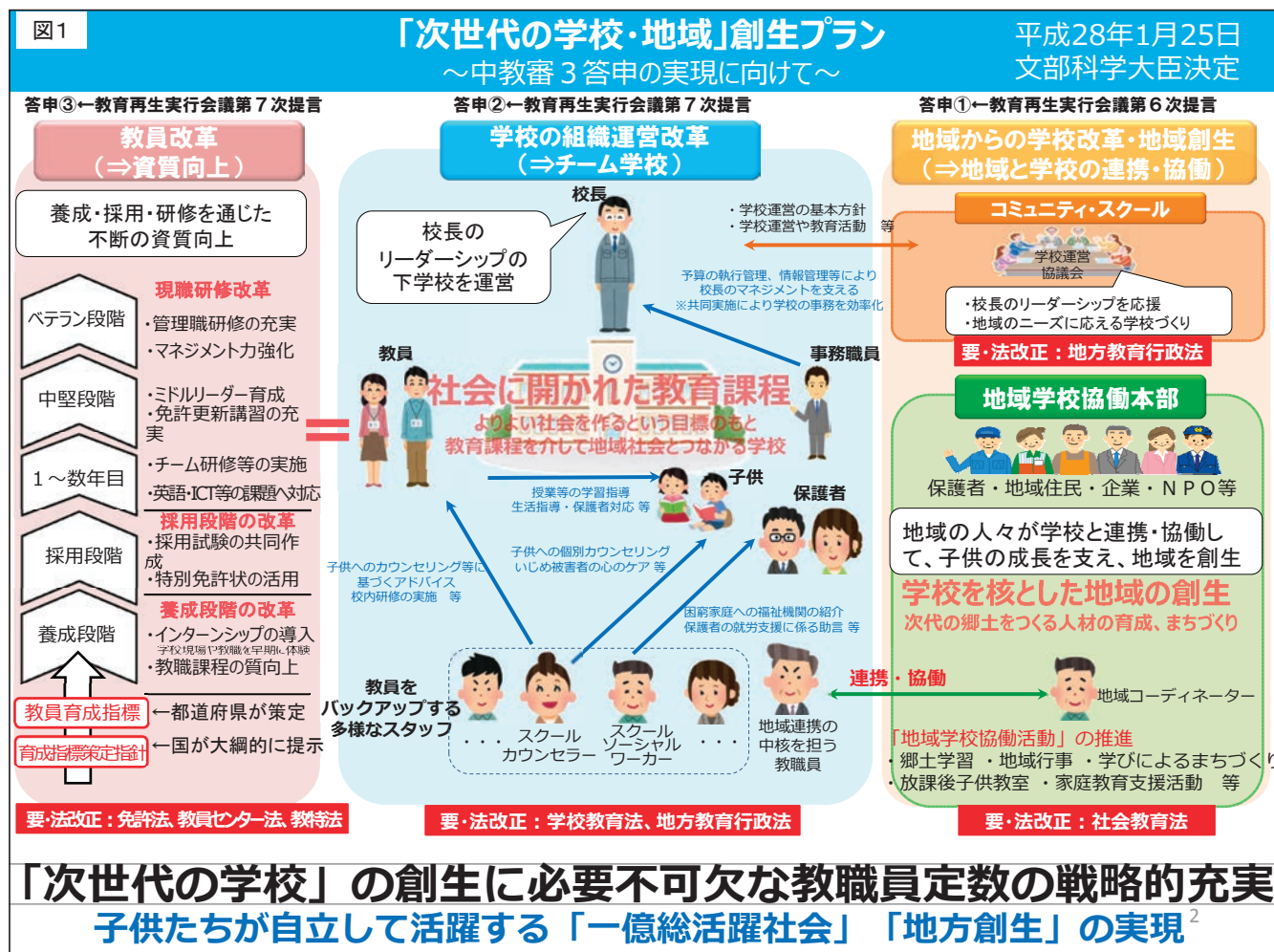


教育と福祉における協働の論点を探る

1



学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- スクールソーシャルワーカーの配置の拡充
⇒平成31年度末までに1万人（全中学校区に1人）配置
- スクールカウンセラーの配置の拡充
⇒平成31年度までに全公立小中学校（27,500校）に配置
- 家庭教育支援チーム等による、家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進
⇒平成31年度までに訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等を増加させる（26年度283チーム）

【その他】

- 親の学び直し支援（家計管理等の講習会の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援）
- 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外（平成27年10月から実施）
- 家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制を充実
⇒貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する
- 青少年の「自立する」力応援プロジェクトの実施
⇒アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る

「すくすくサポートプロジェクト(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)」(2015年12月)より抜粋

3

教育と福祉の協働をめぐる諸問題 ー子ども家庭福祉の立場からー

大阪府立大学
地域保健学域 教育福祉学類
山野則子

<http://www.human.osakafu-u.ac.jp/ssw-opu/>

4

孤立、貧困

子育て層全体の3分の1が孤立（原田ほか2004）、貧困

→ 児童虐待

孤立・不安が虐待へ関連、可能性＝相関係数.89（山野2005）

貧困の30%以上が虐待へ（東京都保健福祉局 2005）

→ 問題行動 → 学力低下

非行のうち70%が虐待（法務総合研究所2001）、
ネグレクトの50%台（中学）から30%台（小学）が不登校（安部2011）

A) 学校では問題行動で大変という認識。背景に貧困がある事例が多数ある。

少年事件、いじめ事件、児童虐待事件・・・

B) 「毎日パンを持って帰る児童→学校ではどうしようもない」→つなぐこともない実態
＝AとBが繋がらない

C) 児童相談所や家児相の関わり段階では、拒否（大阪府立大学2017）→子どもの権利保障は？
→この認識と対応が必要。**発見、つながる仕組みが必要。**

5

問題点1: どれも
対応できていない

子どもへの支援の全体像

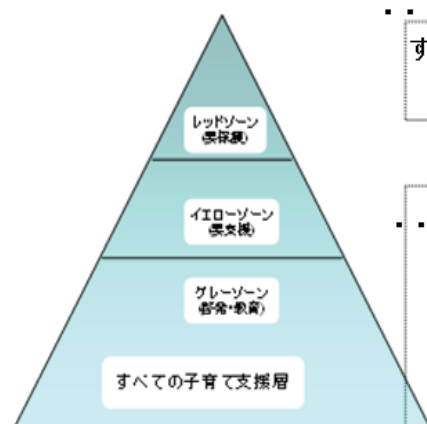
■ 児童福祉の対応は義務
教育年齢の全校児童数
の約1%（山野他1999）
⇒15.42%（就学援助
率）や34.8%（虐待につ
ながる孤立）不可能

■ 就学後、30%をつかめ
るのはすべての子ども
が通う学校である。

■ 学校に全数把握の意味
付けが必要

■ すべての子どもたちへ
の支援とレッドゾーンの
支援、二層必要

児童相談所が対応するのは極一部



..... 児童相談所対応（緊急）
すべての子どもから見ると約1%
施設入所は全相談件数の約10%
児童福祉司もちケース過多
＝1人平均58.23（2010年）

..... 市町村の児童相談部署
丁寧に関わる支援

..... 学校や地域
自然体でアウトリーチでき、
教える・伝える、つなぐ必要大

⇒**学校を活用することが
重要な課題**

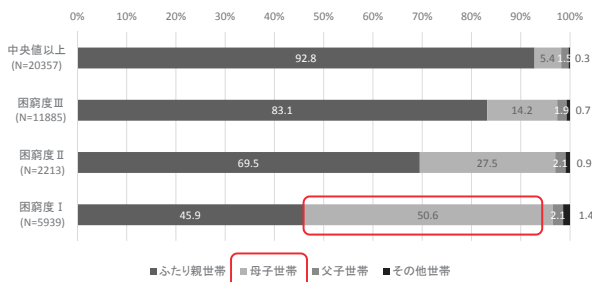
支援が必要な所に届いていない！

※大阪府立大学(2017)「大阪府子どもの生活に関する実態調査」より抜粋

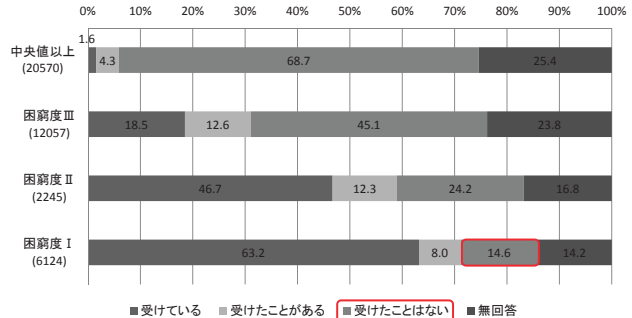
43市町村

調査結果から分かったこと

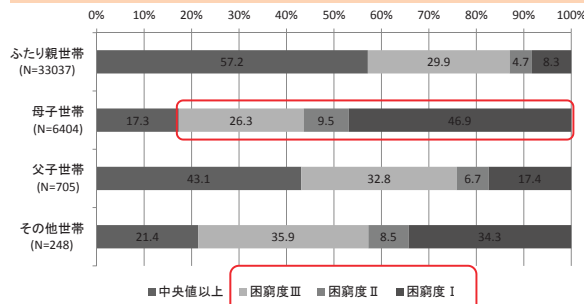
◇困窮度Ⅰの5割が母子世帯である。



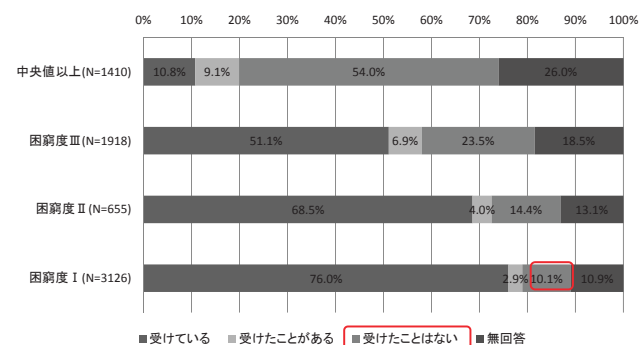
◇困窮度Ⅰの世帯で就学援助を受けたことがない世帯がある。



◇母子世帯の約8割が等価可処分所得の中央値に満たない。



◇困窮度Ⅰのひとり親世帯で児童扶養手当を受けたことがない世帯がある。



2

2016年6月児童福祉法一部改正

児童福祉法の理念の明確化等

○ 全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化する。

(1) 児童の福祉を保障するための原理の明確化

■ 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化。(児童福祉法)

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進

■ 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。(児童福祉法)

(3) 国・地方公共団体の役割・責務の明確化

■ 国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化。(児童福祉法)

- ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。
- ② 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。
- ③ 国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講じる。

(4) しつけを名目とした児童虐待の防止

■ 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。(児童虐待防止法)

厚生労働省(2016)

せっかくの貧困施策も
必要な人に届かない

居場所モデルや学習支援の充足度

学校外での居場所支援と学習支援の実施

①A自治体におけるa小学校での居場所参加者数内訳

○開催期間 平成28年10月5日(水)～平成28年12月28日(水)祝日除く

15時～18時(計12回)

○参加人数 延べ人数102人

(実人数 29人・居場所がある校区小学校からの参加者25人=a小学校の全校児童数の14.2%、この自治体全体の児童数から見ると0.1%、人口15万の自治体)

②B自治体における学習支援参加者数(大阪府立大学2013)より計算

高校生生活保護世帯対象

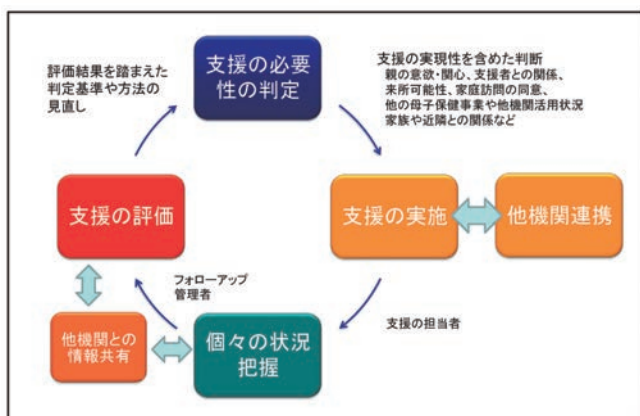
全対象者数から見ると2.5%の参加

9

問題点2:就学後、関係機関が定例で検討する場がない

- 乳幼児：保健所の健診システムによって全数把握され、リスクのある事例への予防的な取り組みが実施されている。また保健所と福祉の定例検討会議等によって連携システムが存在している。
- 就学後：この連携して把握や実践ができる仕組みがなくなり、経過観察や把握が途切れる。福祉的観点での子どもの把握ができず、見えない貧困がなくなることはない。・・・「家庭のことだから」となる

「子育て支援の必要性」の判定と他機関との情報共有による支援の評価の考え方(山崎2014)



発達に課題のある子どもたちへの支援フロー		0歳	1歳	2歳	3歳	5歳	6歳	15歳	18歳
病院	妊婦健診	出産	育児教室						
保健所	保健指導		乳幼児健診						
市町村福祉 (家庭児童相談室)			幼児教室						
幼稚園				幼稚園入園					
保育所				保育所入所					
通園施設				通園施設利用					
教育委員会					就学指導(相談)				
学校						小学校			
発達障害者支援センター						特別支援学級			
ハローワーク						特別支援学校			
障害者就業・生活支援センター									

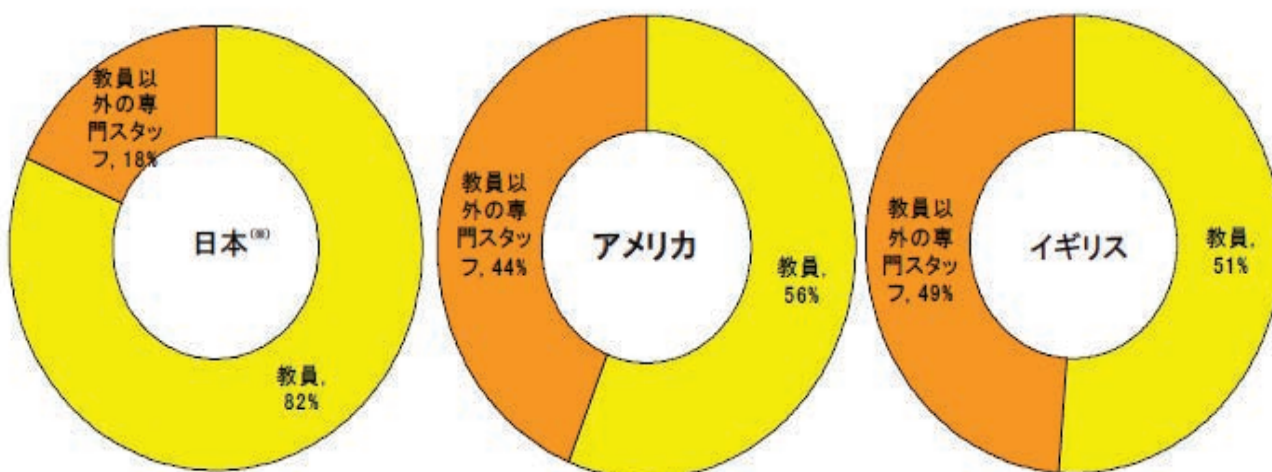
* 赤枠が定例で連絡会議や検討会議がよく行われている

* 赤枠が定例で連絡会議や検討会議がよく行われている

10

専門スタッフの割合の国際比較

○初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典: 文部科学省「学校基本調査報告書」(平成25年度)、“Digest of Education Statistics 2012”、“School Workforce in England November 2013”

※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、管理員等を指す

※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療福祉職、就職支援員等を指す

※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び養護職員等を指す

文科省(2015.11)チーム学校作業部会 資料

11

アメリカのスクリーニング:すべての子どもの行動と介入レベル(Kelly2014)

日本では
不十分...

審査と評価

科学的根拠に基づいた支援と介入

第3のデータ: ~5%の問題を抱えている生徒

- ・問題を抱えている生徒のデータ
- ・成績,出席に関する機能的支援の観察、
- ・教師のモニタリング、
- ・生徒のセルフモニタリングデータ
- ・目標達成割合

第3の介入: ~5%の生徒

- ・1次予防策の利用
- ・機能的な支援
- ・行動の取り決め
- ・生徒のセルフモニタリング—STARS
- ・教師のモニタリング—BEP
- ・小グループ指導—Coping Power
- ・見守り

児相: My Treeなど
虐待対応や行動
変容などのプロ
グラム

第2のデータ: ~15%の問題を抱えはじめている子ども

- ・問題を抱えはじめている生徒
- ・進行中の観察データ
成績,出席率,機能的支援の観察、
教師のモニタリング、
生徒のセルフモニタリングデータ

第2の支援: ~15%の生徒

- ・1次支援サービスの利用方策
- ・機能的な支援
- ・行動の取り決め
- ・生徒のセルフモニタリング—STARS
- ・教師のモニタリング—BEP
- ・小グループ指導—Coping Power

市町村で実施して
いるプログラム

第1のデータ: すべての生徒

- ・行動障害のための系統的なスクリーニング
- ・社会的なスキルの改善システム
- ・子ども行動評価システム
- ・小学校の成功例

第1の支援: 100%の生徒

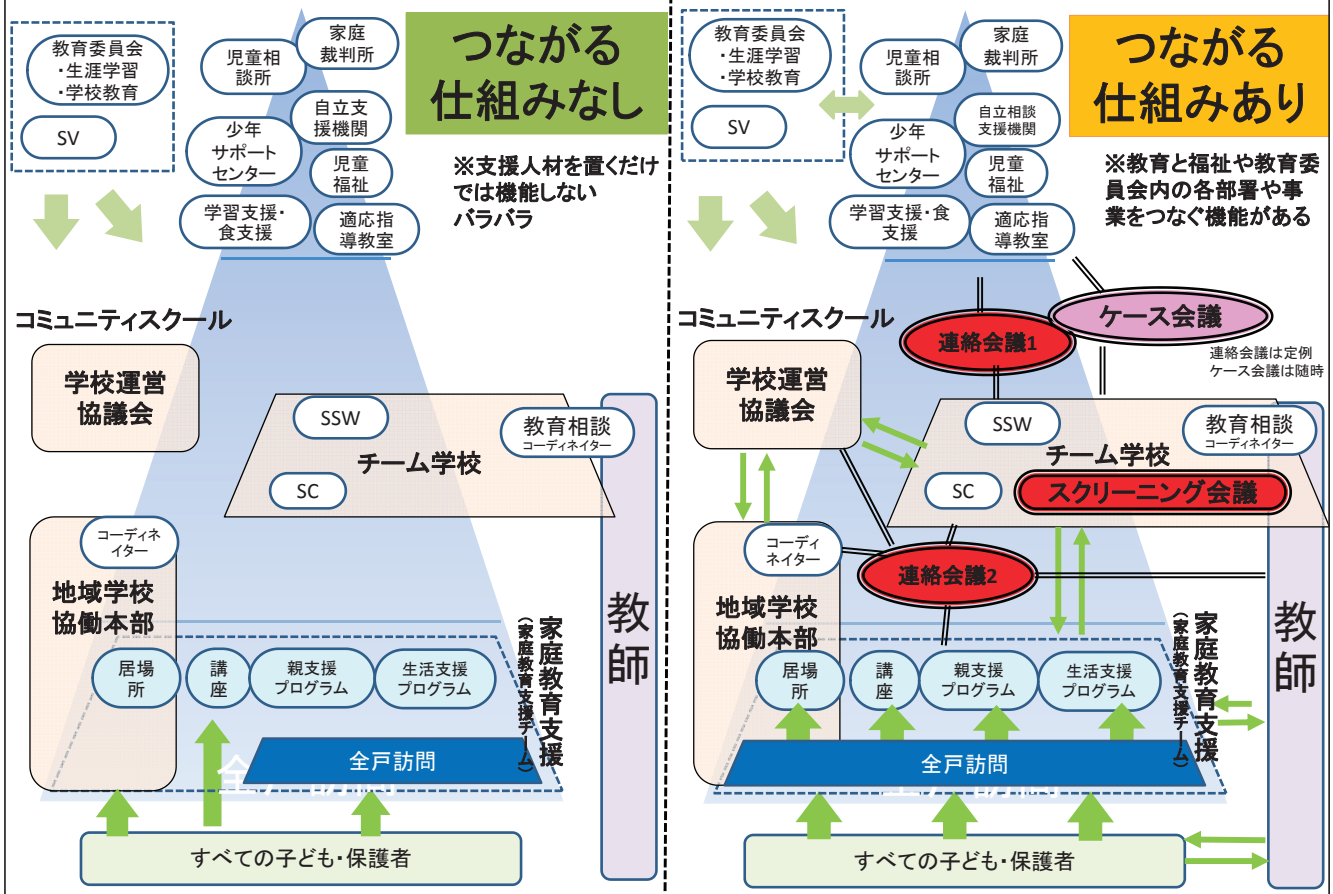
- ・適切な行動ゲーム
- ・素晴らしい数年
- ・社会性と情動の学習生徒指導
- ・社会性と情動の学習カリキュラム (PaTHS, Strong Kids)

SSWのSSTプログラ
ムや地域の赤ちゃ
んとふれあいプロ
グラム等

12

学校・家庭・地域をつなぐ仕組み作りとその制度化(例:各会議の定例化)

※背景の▲はすべての子供から上に行くほどリスクの高い層を表す

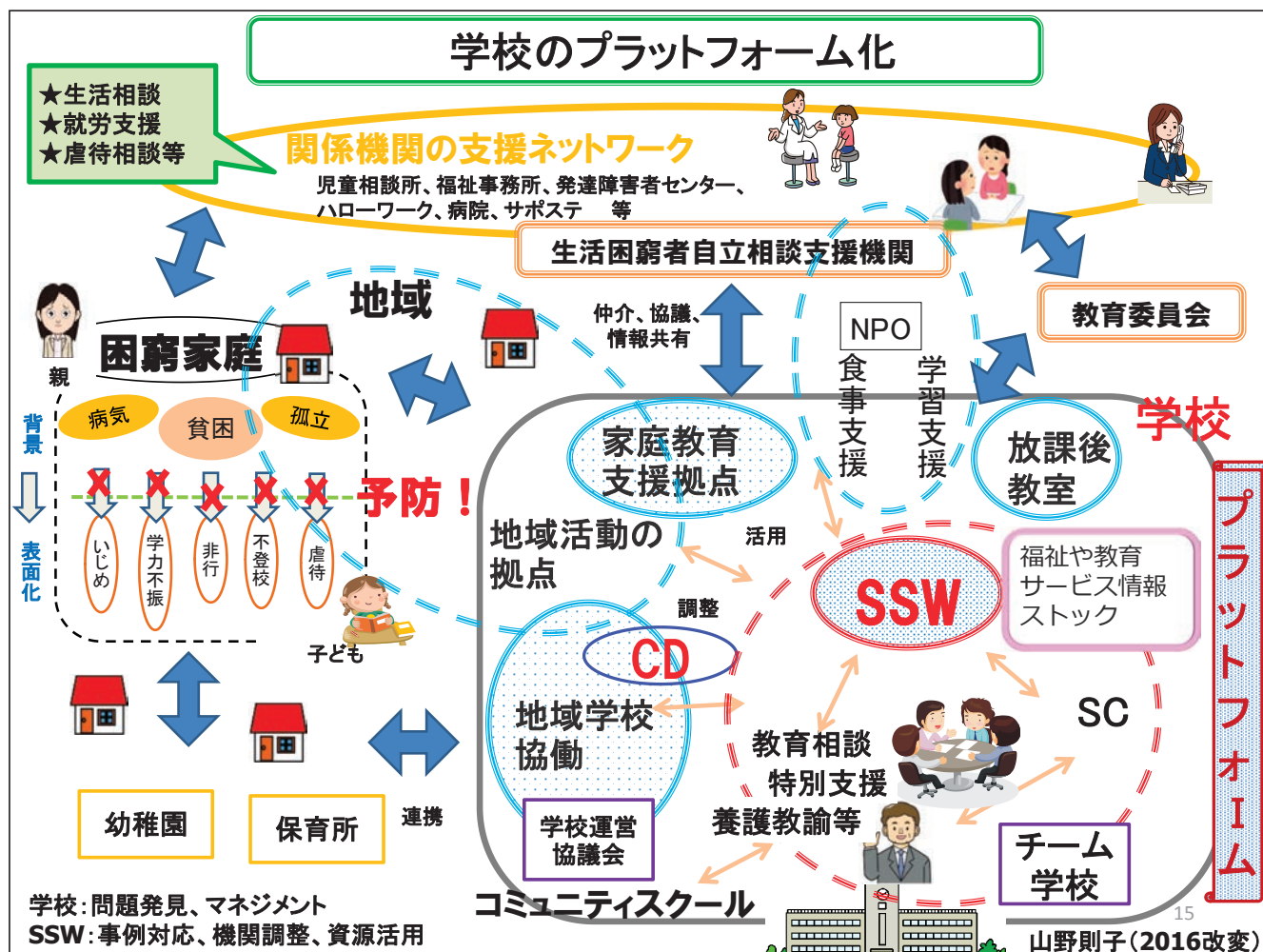


定例の連絡会の必要性

- ・ 連携先がわからない(日常出会う機関)・・・高校5割、特別支援学校7割
 - ・ 関係機関に繋がりが課題・・・すべての幼稚園、保育園、子ども園、小中高校、SC、子ども若者支援機関、母子自立支援機関
 - ・ 事例に拒否される割合(相談機関)・・・児童相談所8割、家庭児童相談室6割
 - ・ 個人情報課題・・・SSW7割、CSW6割
- ＝送り先が見えること、連携相手の特徴がわかること

定例の連絡会の構成員例

- ・ **連絡会1** = 学校と福祉機関ほか
SSWと市内CSW
SSWと市内生保CW
SSWと市内家児相
学校・SSWとCSW、生保、家児相、保健センター、教育センター、少年サポートセンターなど
- ・ **連絡会2** = 学校内のチーム学校と支援員
SSWと学校内の支援員、家庭教育支援員



文部科学省

事業を並べるだけでは不十分、機能する仕組みが必要

- 家庭教育支援チーム、訪問型家庭教育支援
- 学習が遅れそうな中学生を対象とした学習支援
- 困難を抱える家庭への図書館を活用した読書活動支援
- 青少年教育施設での自然体験活動支援

厚生労働省

- 生活困窮者自立支援法; 社会的孤立、経済的困窮への支援をより地域で展開
- 生活保護家庭の自立支援プログラム など

内閣府

- 子ども若者育成支援推進法; サポートステーション、病院・保健所のPSW、発達障害者支援センター
- 子ども・子育て支援新制度

イギリスの例)

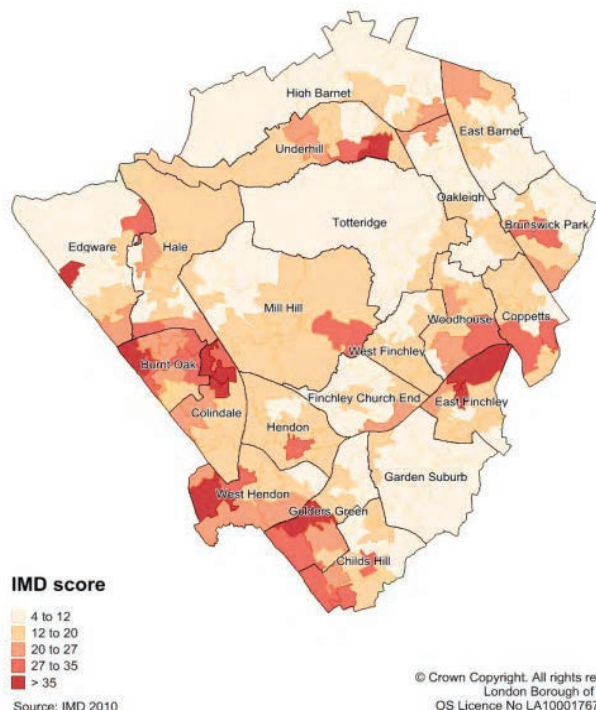
郵便番号で区割りされた地域の貧困マップ

●ロンドン市ある区における剥奪指標に基づくスコア。色が濃いほど貧困状況にあることを示している。

※剥奪指標: 物的・人的・社会的な資源・資本の貧困(剥奪状況)を測る指標。

●区内の学校、保育所をはじめ各地域の機関が皆この資料を持っていて目標を共有している。

●支援が必要な地域が明確→重点的支援



17

イギリスのExtended Services

- 早期教育の導入、格差是正、TAの徹底
- 学校のなかでの朝食サービス
- 学校という場で、あるいはチャイルドケアセンターと共同して、母親への就労支援: 母親自身への教育と、その子どもへの教育のため
- ナーサリースクールが校内に存在
- 学童保育の充実
- 例: 訪問した小学校の場合

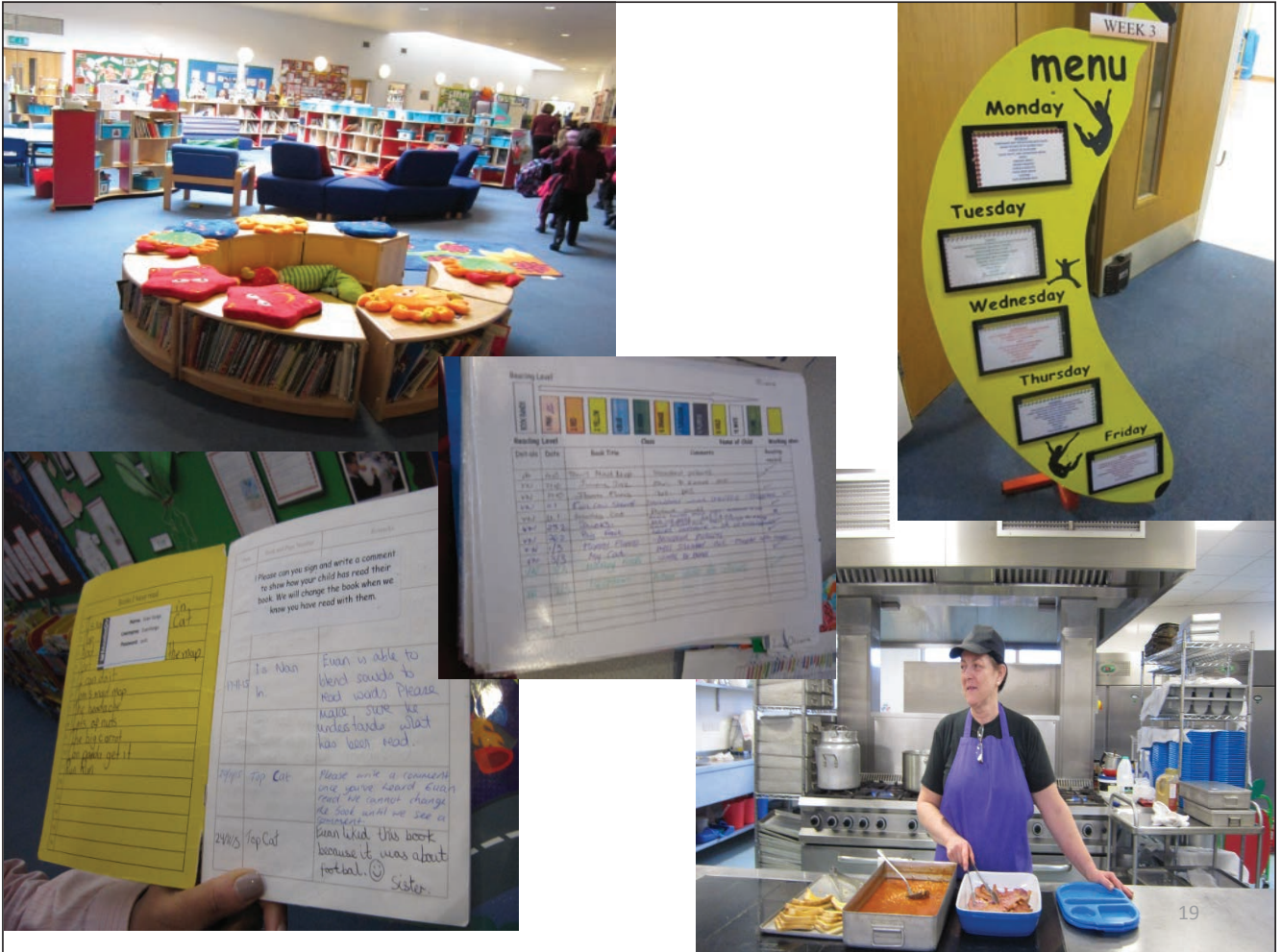
72人の職員のうち、教員は22人

(残りは教員以外の専門スタッフ(TA、メンター、司書など))



※イギリスがこのような支援を実施できる背景には、充実した教育への投資がある

18



協働が真に機能するために: 教育課程段階からコラボレーション概念の形成

①教育カリキュラム

コラボレーションの取り組みを導入

教師も児童虐待も生活保護も知らずに教員になって対応できない挫折感
⇒対応できる力、協働できる力を学生の間につける

・ 積み上げ方式:一例

1年 子ども家庭福祉論

2年 SSW論を学びながら学校フィールドヘインターンシップ、海外インターンシップ、

3年 社会福祉士実習、

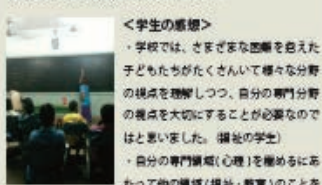
4年 教員実習、スクールソーシャルワーク実習、コラボ演習(心理、教師、社会福祉士と他の専門職養成の学生と現場にともに出る)＝IPE(Inter Professional Education)

②現場向け

- ・ 社会福祉士を取得した方、教員免許取得者に科目履修で開く。
- ・ 教員免許更新講習、公開講座で学校コラボレーション講座実施。学生も参加。

コラボ演習(実習)

教育、福祉、心理の基礎を学んでいる学生が他の専門教育を受けている学生とチームを組んで、輪廻を繰り返して、複数の機関に入ります。2010年度は、学校にスクールソーシャルワーク実習で入っている学生とともに心理を学んでいる学生が学校を体験しています。



<学生の感想>

・学校では、さまざまな困難を抱えた子どもたちがたくさんいて様々な分野の視点を理解しつつ、自分の専門分野の視点を大切にすることが必要なのではと思いました。(福祉の学生)

・自分の専門領域(心理)を磨めるにあたって他の領域(福祉・教育)のことを知っておくことでクライアントに対してどのような援助が自分にあるのかを相対的に把握できると感じました。他を知った上でそれらを併用するのではなく専門を尊重しつつ協力することが必要であると思います。(心理の学生)

フィールド体験

学校実習に子どもに関わる機関へのボランティアだけでなく、政策立案に関わる地方自治体、国の省庁や全国社会福祉協議会など全国規模の機関へのインターンシップ、海外のボランティアなどの体験を提案とリンクさせ積極的に支援します。

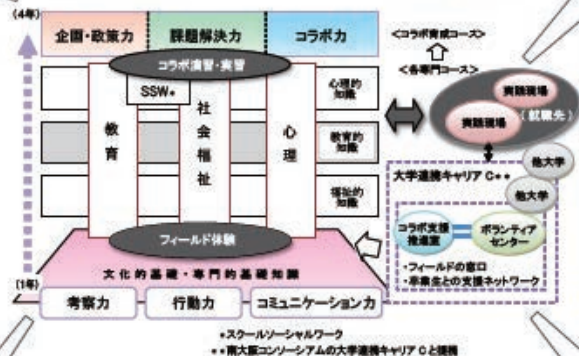


大阪府立大学が選択されました

就業力GPとは

平成22年度から、各大学・短期大学において、入学から卒業までの間を通した全学的かつ体系的な指導を行い、学生の社会的・職業的自立が図られる大学の教育改革の取組を、文部科学省が積極的な推進によって振興した「大学生の就業力育成支援事業」

子育て教育系キャリア・コラボ力育成 就業力GPにおける取り組み



子育て教育系キャリア・コラボ力育成

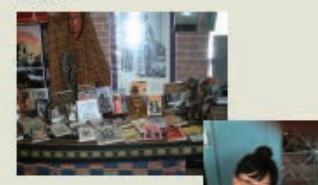
子どもの虐待や貧困、保護者の過大なクレーム、不登校や不登校、引きこもりなどの問題に対応できる「教育」「社会福祉」「教育」「心理」などの専門職の養成が求められていますが、現行の専門職養成課程の履修だけでは、大学を卒業しても、こうした課題に十分対応できるほどの就業力を身につけることは難しい状況です。そこで、卒業後すぐに対応できるよう、他の専門職を知り、広い視点で取り組める協働を学びます。

【主たる養成目標・成果等】

- (I) 学生の自己評価：「就業力と満足度」を高めるとともに「チームで働く力、伝える力、前に踏み出す力、判断力」などを高めます。
 - (II) フィールド体験レベルの向上：コラボ演習やコラボ実習を実施し、企画力・政策力、課題解決力、コラボ力がアップすると、就職に向けて、視野が広がり、チャレンジする姿勢が育成されます。
- 就職先だけでなくフィールド体験や公的インターンシップでも全国関係、省庁や全国社会福祉協議会など全国規模の機関への希望数を指標とし、さまざまなところへの希望が実現することや数が増えることを目標としております。

海外スタディツアー

子育て・教育系キャリアとして力を高めるために、海外の実践現場、教育研究現場の活動に参加し、今までの学びをさらに広い視野で深く考察できる力を養います。たとえば2010年度は、アメリカのイリノイ大学の協力を得て、スクールソーシャルワークのスタディツアーを計画しています。実際の現場の学校や児童福祉の機関に見学、授業、調査に参加します。



今後の予定

学生と実践現場とがともに学べるよう、研究会・シンポジウムを企画しています。

12月11日・プレシンポジウム

「性分化疾患/インターセックス」

2月5日・シンポジウム

「子ども・若者の貧困、何ができるのか?貧困政策と学校現場のリンク」(問題解決力、企画力アップへの取り組み)

2月20日・シンポジウム

「そもそも連携・協働とは?どの領域にも共通する概念の検討へ」(理論編)

3月・シンポジウム

「子育て支援のNPOへその就業力、協働力、コラボ力」



大阪府立大学人間社会学部就業力GP推進室
事業代表者 山野則子 連絡先 072-254-9797
<http://www.human.osakafu-u.ac.jp/ssw/>

- ・ 安部計彦(2011)「要保護児童対策地域協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究」こども未来財団
- ・ 原田正文・山野則子ほか(2004)「児童虐待発生要因の構造分析と地域における効果的予防法の開発」平成15年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究所保護事業)報告書
- ・ 厚生労働省(2012)「福祉行政報告」
- ・ 厚生労働省(2016)「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の概要」
- ・ 法務総合研究所(2001)『「児童虐待に関する研究会」のまとめ(第1報告)』『法務総合研究所研究部報告』国立教育政策研究所(2014)「教員環境の国際比較(OECD国際教員指導環境調査(TALIS)2013年調査結果報告書)」
- ・ 文部科学省(2015)「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会 資料6チーム学校関連資料」
- ・ 文部科学省(2013)「平成25年度就学援助実施状況等調査」
- ・ 文部科学省(2017)「児童生徒の教育相談の充実について」(スクールソーシャルワーカーのガイドライン含む)
- ・ 内閣府(2014)「子どもの貧困対策に関する検討会について」
- ・ 内閣府(2016)「すくすくサポートプロジェクト」<http://www.kodomoinkon.go.jp/policy/>
- ・ 岡村重夫(1963)『社会福祉学各論』柴田書店・
- ・ 岡村重夫(1983)『社会福祉原論』全国社会福祉協議会・
- ・ 大阪府立大学(2015)『子育て教育系キャリア・コラボ力育成 2014年度報告書』(事業責任推進者:山野則子)・文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」
- ・ 大阪府立大学(2017)「大阪府子どもの生活に関する実態調査」(委託事業責任者山野則子)・
- ・ 大阪府立大学(2017)「大阪府子どもの生活に関する実態調査」(「支援機関調査・児童養護施設等の退所児童実態調査」)(委託事業責任者山野則子)・
- ・ 大阪府立大学(2013)「高等学校等定着支援事業評価研究報告書」
- ・ 堺市北区教育健全育成会議資料(2017)「北区居場所づくりモデル事業について(報告)」
- ・ 東京都福祉保健局(2005)『児童虐待の実態Ⅱー輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワークー』
- ・ 都築千景・村嶋幸代(2009)「1歳6か月児健康診査の実施内容と保健師の関わり」日本公衛誌第2号,pp.111-120.
- ・ 都築千景(2009)「子育て支援の場としての乳幼児健診のこれからと保健師の役割」保健師ジャーナル,Vol65,NO6.
- ・ 植田みどり(2015)「第2章地域の核としての学校」尾崎春樹「地域とともにある学校の推進に向けた教育行政の在り方に関する調査研究報告書」国立教育政策研究所,93-111.
- ・ 山野則子・山縣文治(1999)「子どもの相談援助システム構築の必要性と課題」大阪市立大学生活科学部紀要47巻.
- ・ 山野則子(2005)「育児負担感と不適切な養育の関連に関する構造分析」原田正文『平成16年度厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書』
- ・ 山野則子(2010)「スクールソーシャルワークの役割と課題ー大阪府の取り組みからの検証ー」財団法人鉄道弘済会,10-18.
- ・ 山野則子監修(2012~2016)「スクールソーシャルワーク教育課程&コラボレーション演習2015年度報告書」
- ・ 山野則子(2016)「教育と福祉の協働ー児童福祉・スクールソーシャルワークの視点からー」季刊教育法、第190号、pp.28-36.
- ・ 山崎嘉久(2014)「乳幼児期の健康診査と保健指導に関する標準的な考え方」厚生労働科学研究